

月刊エフアンドパートナーズ VOL.19

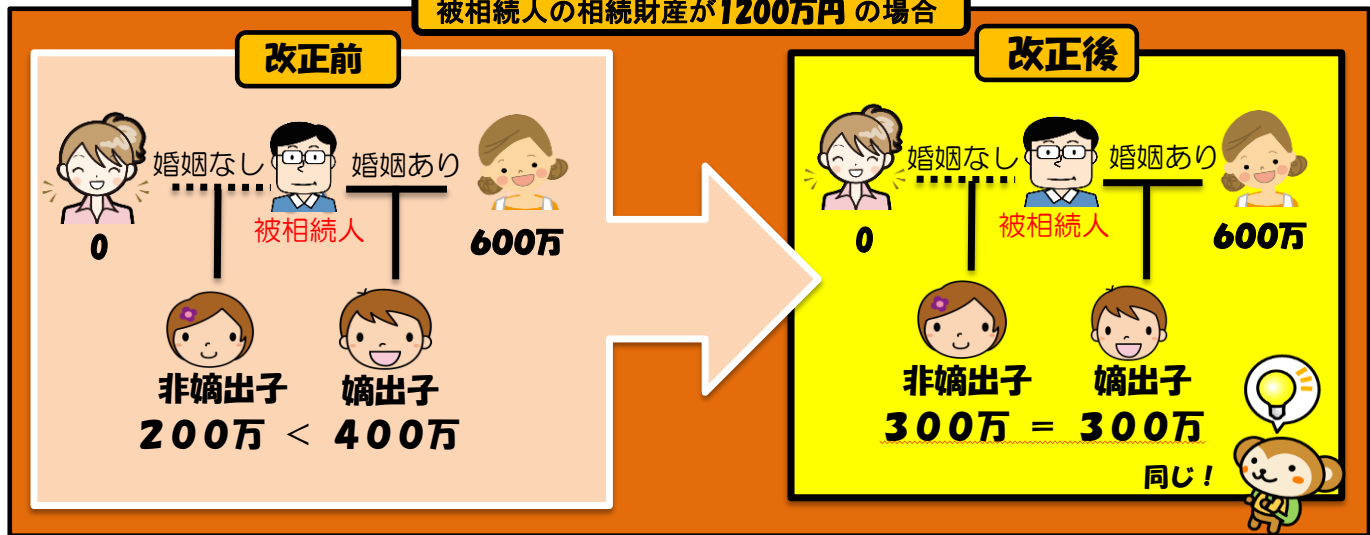


平成25年12月5日の民法改正のニュースはご存知ですか？

今回のテーマは **嫡出子・非嫡出子の平等化** です。

非嫡出子（＝法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子）の法定相続分は嫡出子の2分の1とされてきましたが、今回の改正でその部分が削除され同等になりました。

被相続人の相続財産が1200万円の場合



※ 被相続人が亡くなった時期により、法改正が適用されるか否か異なります。

すべての事案で適用なし(非嫡出子は2分の1)

平成13年7月1日

改正のきっかけとなった最高裁の事例での死亡日

原則適用あり。ただし平成25年9月4日以前に旧法に沿って遺産分割の審判・協議・裁判で相続分が確定してれば、覆らず。

平成25年9月4日

改正のきっかけとなった最高裁決定の日

すべての事案で適用あり(非嫡出子と嫡出子が同等)

相続は複雑なポイントが多いですね。
難しいルールや必要書類についても
分かりやすくご説明いたしますので
ご心配な点は、何でもお気軽にご相談下さい!



司法書士法人
F&Partners

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階

【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号
OCTビル3F

【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号
エルティ932-113